

経 済 産 業 省

20240624 貿局第2号
輸入注意事項2024第13号
経済産業省貿易経済協力局

「貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられる臭化メチル（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入に関する確認について」（平成7年2月15日付け輸入注意事項7第8号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年6月28日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられる臭化メチル（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入に関する確認について」等の一部改正について

「貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられる臭化メチル（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入に関する確認について」（平成7年2月15日付け輸入注意事項7第8号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程（別紙8の改正規程）の施行前に東京通商事務所が受理した申請及び同所が確認を行い税関の確認を受けた事前確認書の写しの受理は、関東経済産業局総務企画部国際課貿易管理室が行う。

(別紙 1)

「貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられる臭化メチル（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられる臭化メチル（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入に関する確認について（平成 7 年 2 月 1 5 日付け輸入注意事項 7 第 8 号）

改 正 後	現 行
1 （略）	1 （略）
2 提出先 経済産業省 <u>産業保安・安全グループ</u> 化学物質管理課オゾン層保護等推進室	2 提出先 経済産業省 <u>製造産業局</u> 化学物質管理課オゾン層保護等推進室
3 （略）	3 （略）

「試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入の確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入の確認について（平成 7 年 1 1 月 2 4 日付け輸入注意事項 7 第 7 0 号）

改 正 後	現 行
1 (略)	1 (略)
2 提出先 経済産業省 <u>産業保安・安全グループ</u> 化学物質管理課オゾン層保護等推進室	2 提出先 経済産業省 <u>製造産業局</u> 化学物質管理課オゾン層保護等推進室
3 (略)	3 (略)

(別紙 3)

「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入の確認について（平成 1 1 年 7 月 2 1 日付け輸入注意事項 1 1 第 3 7 号）

改 正 後	現 行
1 (略)	1 (略)
2 提出先 経済産業省 <u>産業保安・安全グループ</u> 化学物質管理課オゾン層保護等推進室	2 提出先 経済産業省 <u>製造産業局</u> 化学物質管理課オゾン層保護等推進室
3 (略)	3 (略)

「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて（平成 11 年 6 月 28 日付け輸入注意事項 11 第 28 号）

改 正 後	現 行
1・2 （略） 3 輸入者の責めに帰することができない事由により、税関への輸入申告書等の提出の際、上記 1 又は 2 に定める書類の原本（電子漁獲証明書又は電子再輸出証明書を紙に印字したものを含む。）を提出できない場合 輸入者の責めに帰することができない事由として（1）に掲げる場合に該当するときは、（2）に掲げる書類を提出してください。 （1）・（2） （略） （注 1）税関に提出した上記 3（2）①の原本（電子漁獲証明書又は電子再輸出証明書を紙に印字したものを含む。）は、本貨物通関後 2 週間以内に経済産業省貿易経済安全保障局農水産室に提出してください。 （注 2）上記 3（2）において税関に提出した書類に説明書（別紙様式 4）（ただし、I C C A T の電子漁獲証明システムの不具合による場合は除く。）を付して、直ちに電子メールで経済産業省貿易経済安全保障局農水産室へ提出してください。 <提出先> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省貿易経済安全保障局農水産室 まぐろ担当宛て メールアドレス：bz1-tuna@meti.go.jp （別紙様式 1）・（別紙様式 2） （略） （別紙様式 3） 通関時の提出書類について （略）	1・2 （略） 3 輸入者の責めに帰することができない事由により、税関への輸入申告書等の提出の際、上記 1 又は 2 に定める書類の原本（電子漁獲証明書又は電子再輸出証明書を紙に印字したものを含む。）を提出できない場合 輸入者の責めに帰することができない事由として（1）に掲げる場合に該当するときは、（2）に掲げる書類を提出してください。 （1）・（2） （略） （注 1）税関に提出した上記 3（2）①の原本（電子漁獲証明書又は電子再輸出証明書を紙に印字したものを含む。）は、本貨物通関後 2 週間以内に経済産業省貿易経済協力局農水産室に提出してください。 （注 2）上記 3（2）において税関に提出した書類に説明書（別紙様式 4）（ただし、I C C A T の電子漁獲証明システムの不具合による場合は除く。）を付して、直ちに電子メールで経済産業省貿易経済協力局農水産室へ提出してください。 <提出先> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省貿易経済協力局農水産室 まぐろ担当宛て メールアドレス：bz1-tuna@meti.go.jp （別紙様式 1）・（別紙様式 2） （略） （別紙様式 3） 通関時の提出書類について （略）

改 正 後	現 行
本貨物の輸入は、生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて（平成１１年６月２８日付け輸入注意事項１１第２８号）の３（１）に掲げる場合に該当するため、３（２）①の書類（証明書番号： ）を提出します。 なお、当該書類の原本（電子漁獲証明書又は電子再輸出証明書を紙に印字したものを含む。）は、本貨物通関後２週間以内に経済産業省<u>貿易経済安全保障局</u>農水産室に提出します。 以上 （略） （別紙様式４） （略）	本貨物の輸入は、生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて（平成１１年６月２８日付け輸入注意事項１１第２８号）の３（１）に掲げる場合に該当するため、３（２）①の書類（証明書番号： ）を提出します。 なお、当該書類の原本（電子漁獲証明書又は電子再輸出証明書を紙に印字したものを含む。）は、本貨物通関後２週間以内に経済産業省<u>貿易経済協力局</u>農水産室に提出します。 以上 （略） （別紙様式４） （略）

「生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入する場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入する場合の取扱いについて（平成12年5月11日付け輸入注意事項12第39号）

改 正 後	現 行
1・2 （略） 3 輸入者の責めに帰することができない事由により、税関への輸入申告書等の提出の際、上記1又は2に定める書類を提出できない場合 輸入者の責めに帰することができない事由として（1）に掲げる場合に該当するときは、（2）に掲げる書類を提出してください。 （1）・（2） （略） （注1）税関に提出した上記3（2）①の原本は、本貨物通関後2週間以内に経済産業省貿易経済安全保障局農水産室に提出してください。 （注2）上記3（2）において税関に提出した書類に説明書（別紙様式4）を付して、直ちに電子メールで経済産業省貿易経済安全保障局農水産室へ提出してください。 <提出先> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省貿易経済安全保障局農水産室 まぐろ担当宛て メールアドレス：bz1-tuna@meti.go.jp （別紙様式1）・（別紙様式2） （略） （別紙様式3） 通関時の提出書類について （略） 本貨物の輸入は、生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入する場合の取扱いについて（平成12年5月11日付け輸入注意事項12第39号）の3（1）に掲げる場合に該当するため、3（2）①の書類（証明書番号： ）を提出します。 なお、当該書類の原本は、本貨物通関後2週間以内に経済産業省貿易経済安全保障局農水産室に提出します。	1・2 （略） 3 輸入者の責めに帰することができない事由により、税関への輸入申告書等の提出の際、上記1又は2に定める書類を提出できない場合 輸入者の責めに帰することができない事由として（1）に掲げる場合に該当するときは、（2）に掲げる書類を提出してください。 （1）・（2） （略） （注1）税関に提出した上記3（2）①の原本は、本貨物通関後2週間以内に経済産業省貿易経済協力局農水産室に提出してください。 （注2）上記3（2）において税関に提出した書類に説明書（別紙様式4）を付して、直ちに電子メールで経済産業省貿易経済協力局農水産室へ提出してください。 <提出先> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省貿易経済協力局農水産室 まぐろ担当宛て メールアドレス：bz1-tuna@meti.go.jp （別紙様式1）・（別紙様式2） （略） （別紙様式3） 通関時の提出書類について （略） 本貨物の輸入は、生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入する場合の取扱いについて（平成12年5月11日付け輸入注意事項12第39号）の3（1）に掲げる場合に該当するため、3（2）①の書類（証明書番号： ）を提出します。 なお、当該書類の原本は、本貨物通関後2週間以内に経済産業省貿易経済協力局農水産室に提出します。

改 正 後	現 行
以上 (略) (別紙様式 4) (略)	以上 (略) (別紙様式 4) (略)

「生鮮又は冷蔵のめかじきを輸入する場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○生鮮又は冷蔵のめかじきを輸入する場合の取扱いについて（平成14年12月9日付け輸入注意事項14第60号）

改 正 後	現 行
1・2 （略） 3 輸入者の責めに帰することができない事由により、税関への輸入申告書等の提出の際、上記1又は2に定める書類を提出できない場合 輸入者の責めに帰することができない事由として（1）に掲げる場合に該当するときは、（2）に掲げる書類を提出してください。 （1）・（2） （略） （注1）税関に提出した上記3（2）①の原本は、本貨物通関後2週間以内に経済産業省貿易経済安全保障局農水産室に提出してください。 （注2）上記3（2）において税関に提出した書類に説明書（別紙様式4）を付して、直ちに電子メールで経済産業省貿易経済安全保障局農水産室へ提出してください。 <提出先> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省貿易経済安全保障局農水産室 まぐろ担当宛て メールアドレス：bz1-tuna@meti.go.jp （別紙様式1）・（別紙様式2） （略） （別紙様式3） 通関時の提出書類について （略） 本貨物の輸入は、生鮮又は冷蔵のめかじきを輸入する場合の取扱いについて（平成14年12月9日付け輸入注意事項14第60号）の3（1）に掲げる場合に該当するため、3（2）①の書類（証明書番号： ）を提出します。 なお、当該書類の原本は、本貨物通関後2週間以内に経済産業省貿易経済安全保障局農水産室に提出します。 以上	1・2 （略） 3 輸入者の責めに帰することができない事由により、税関への輸入申告書等の提出の際、上記1又は2に定める書類を提出できない場合 輸入者の責めに帰することができない事由として（1）に掲げる場合に該当するときは、（2）に掲げる書類を提出してください。 （1）・（2） （略） （注1）税関に提出した上記3（2）①の原本は、本貨物通関後2週間以内に経済産業省貿易経済協力局農水産室に提出してください。 （注2）上記3（2）において税関に提出した書類に説明書（別紙様式4）を付して、直ちに電子メールで経済産業省貿易経済協力局農水産室へ提出してください。 <提出先> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省貿易経済協力局農水産室 まぐろ担当宛て メールアドレス：bz1-tuna@meti.go.jp （別紙様式1）・（別紙様式2） （略） （別紙様式3） 通関時の提出書類について （略） 本貨物の輸入は、生鮮又は冷蔵のめかじきを輸入する場合の取扱いについて（平成14年12月9日付け輸入注意事項14第60号）の3（1）に掲げる場合に該当するため、3（2）①の書類（証明書番号： ）を提出します。 なお、当該書類の原本は、本貨物通関後2週間以内に経済産業省貿易経済協力局農水産室に提出します。 以上

改 正 後	現 行
(略)	(略)
(別紙様式 4) (略)	(別紙様式 4) (略)

「ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について（平成 11 年 2 月 1 日付け輸入注意事項 11 第 1 号）

改 正 後	現 行
2 提出先 経済産業省<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室 別紙様式 1－（1） 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく 日本国許可・証明（申請）書 CITES permit/certificate : Government of Japan 1～5 （略） 6. 日本国管理当局 Issuing Management Authority <u>Trade and Economic Security Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN TEL: +81-3-3501-1723 FAX: +81-3-3501-0997  A 7～15 （略） 別紙様式 1－（2） C 7～F 12 （略） 13. This permit/certificate is issued by: <u>Trade and Economic Security Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN 	2 提出先 経済産業省<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室 別紙様式 1－（1） 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく 日本国許可・証明（申請）書 CITES permit/certificate : Government of Japan 1～5 （略） 6. 日本国管理当局 Issuing Management Authority <u>Trade and Economic Cooperation Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN TEL: +81-3-3501-1723 FAX: +81-3-3501-0997  A 7～15 （略） 別紙様式 1－（2） C 7～F 12 （略） 13. This permit/certificate is issued by: <u>Trade and Economic Cooperation Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN 

改正後	現 行
1 5 (略) 別紙様式 1 - (3) 1 ~ 2 (略) 13. This permit/certificate is issued by: <u>Trade and Economic Security Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN  1 5 (略)	1 5 (略) 別紙様式 1 - (3) 1 ~ 2 (略) 13. This permit/certificate is issued by: <u>Trade and Economic Cooperation Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN  1 5 (略)

「輸入公表三の 7 に基づく貨物（ワシントン条約に係る生きている動物）の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入公表三の 7 に基づく貨物（ワシントン条約に係る生きている動物）の輸入に関する確認について（平成 1 5 年 1 0 月 1 7 日付け輸入注意事項 1 5 第 4 3 号）

改 正 後	現 行
3 提出先 <u>貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室又は経済産業局（通商事務所を含む。）</u> 若しくは沖縄総合事務局の各輸入担当課	3 提出先 <u>貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室又は経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。）</u> 若しくは沖縄総合事務局の各輸入担当課